

2008年5月29日

全国手話通訳問題研究会支部 様

全国手話通訳問題研究会  
運営委員長 市川恵美子

日々のご活躍に敬意を表します。

さて、厚生労働省・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興局より別紙のとおり「ねんきん特別便を一斉送付するにあたって、（１）障害者団体への説明、（２）障害者への合同相談会の実施、（３）社会保険事務所への個別の相談、の今後の実施について周知をしてほしい」という協力依頼が5月27日に届きました。

各支部におかれまして周知につきましてご協力をいただきますようお願いいたします。

また、この取り組みの中から何か問題点が生じましたら、厚生労働省にあげていくようにしますので本部までご報告いただくようあわせてお願いいたします。

なお、各支部への依頼に先立ち、全通研から厚生労働省に依頼・要望をいたしました。厚生労働省の回答とともに下記により情報提供いたしますので各支部の取り組みの参考としてください。

#### 【全通研から厚生労働省への依頼・要望及びその回答】

都道府県の情報提供施設等手話通訳・要約筆記者派遣事業所の情報を社会保険庁に流してください。集団的な説明会、個別相談また日程を特定して聴覚障害者の個別相談とする場合は主催する社会保険庁で情報保障の準備をお願いします。

<回答>

⇒情報提供施設の情報は社会保険庁へ提供しておきます。

派遣を依頼する事業所等については、地方団体の意見も聞きながら検討することとしています。

手話通訳等派遣する際の手話通訳者・要約筆記者の費用についてはどう考えるのか？

<回答>

⇒社会保険事務局による障害者の方等への合同説明会の開催にあたり、あるいは、個別相談にあたり、手話通訳職員等がない社会保険事務局が必要に応じ手話通訳者の派遣依頼をする場合には、社会保険事務局が予算の範囲内で対応することになります。

#### 連絡先

全国手話通訳問題研究会

602-0901京都市上京区室町通今出川下ル繊維会館内

TEL075-451-4743/FAX075-451-3281

Mail NRASLI@zentsuken.net

事務連絡  
平成20年5月27日

関係団体各位

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

### 「ねんきん特別便」に関する協力依頼について

貴団体におかれましては、平素より障害保健福祉行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年金記録問題につきましては、国民の皆様にご迷惑・ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。現在、一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、政府を挙げて、様々な取組を進めております。

まず、第1段階として、「5,000万件の未統合記録」と「受給者と加入者合計1億人の記録」をコンピュータ上で突き合わせ、その結果、記録が結び付く可能性がある方々1,030万人への「ねんきん特別便」の送付を、3月末までに完了いたしました。

そして、4月からは、第2段階として、3月までに送付した方以外のすべての年金受給者に5月までに、また、すべての現役加入者に10月までに、合計9,500万人に「ねんきん特別便」をお送りするという、新たな取組に着手しているところです。

年金記録問題の解決のためには、社会保険庁から別途送付される「ねんきん特別便」について、お一人お一人の方に、御自身の記録に漏れや間違いがないかをきちんと御確認いただき、必ず御回答いただくことが何より重要です。

特に、障害のある方については、関係団体の皆様と十分に連携して支援していくことが必要です。

このため、厚生労働省においては、「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の基本的取組方針」及び「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画」を策定し、「ねんきん特別便」に関する周知・広報、「ねんきん特別便」を受け取られた方への支援等について、厚生労働省を挙げて、介護・福祉関係者、経済団体、企業、労働組合等幅広い方々の御協力を得て取り組むことにいたしました。

平成20年5月26日  
社会保険庁運営部企画課

社会援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室  
聴覚障害担当官 殿

「ねんきん特別便」に関する協力依頼について

年金記録問題につきましては、平素より、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社会保険庁においては、「ねんきん特別便」の円滑な実施を図るため、別紙のとおり、聴覚障害者の方に対する対応を図ることとし、聴覚障害者団体の皆様にご協力をお願いをしているところです。

つきましては、別紙に記載する対応が今後行われることについて、手話通訳等関係団体の皆様に対しまして、ご周知いただけますようお願い申し上げます。

担当者

社会保険庁運営部企画課

社会保険庁運営部企画課

松原、高市（3650）

(別紙)

平成20年5月22日  
社会保険庁運営部企画課

## 「ねんきん特別便」に関する障害者の方への対応について

社会保険庁においては、「ねんきん特別便」の円滑な実施を図るため、障害年金を受給している障害者の方について、以下のような対応を図りたいと考えています。

つきましては、貴団体にご説明させていただくとともに、今後、社会保険事務局(所)において以下の対応が図られることについて、貴団体を構成する都道府県団体にご周知いただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 1. 地域の障害者団体へ「ねんきん特別便」の説明

5月26日から30日までの間に、障害年金受給者の方へ集中的に「ねんきん特別便」が送付されることから、障害者の方への相談対応の円滑な実施を図る観点から、社会保険事務局より、貴団体を構成する都道府県団体(以下「都道府県団体」という。)に対して、「ねんきん特別便」の概要と併せて2及び3に記載する社会保険事務局における障害者の方への相談対応の方針について説明する。

併せて、都道府県構成団体に対して、「ねんきん特別便」と社会保険事務局における2及び3に記載の対応方針について、貴団体関係の障害者の方、ご家族の方等への周知についてご協力をお願いする。

### 2. 障害者の方への合同相談会の実施

障害者の方が「ねんきん特別便」について十分ご理解いただき確実にご回答いただけるよう、都道府県団体に参加の呼びかけ等のご協力をいただいて、社会保険事務局において、貴団体関係の障害者の方、ご家族の方等を対象とした合同相談会を開催する。合同相談会の日程については、社会保険事務局が、「ねんきん特別便」の実施状況を勘案しつつ、都道府県団体と調整の上、設定する。

なお、合同相談会において、社会保険事務所に具体的な相談を行う必要がある障害者の方には、相談の事前予約制度をご利用いただくよう周知する。また、「もれ」や「間違い」がない障害者の方については、当日回答を提出していただくか、後日回答いただくようお願いする。

### 3. 社会保険事務所への個別の相談

社会保険事務所に具体的な相談を行う必要がある障害者の方から、社会保険事務所へ相談の事前予約の申込みがあった場合には、社会保険事務所は、申込者と調整の上、相談の日程を設定する。

## 「ねんきん特別便」に関する障害者の方への対応フロー

### 障害年金受給者への「ねんきん特別便」の送付（5月下旬）

#### 地域の障害者団体へ「ねんきん特別便」について説明

社会保険事務局より、地域の障害者団体に「ねんきん特別便」と以下の対応方針についての説明、障害者の方への周知等のご協力の依頼。

地域の障害者団体の役員会等があれば、その機会を活用。

#### 障害者の方を対象とした合同相談会を実施

社会保険事務局において、障害者団体のご協力を得て、障害者の方、ご家族等を対象とした合同相談会を開催。

日程は、社会保険事務局が、特別便の実施状況を勘案しつつ、各障害者団体と調整して設定。

障害者団体が開催する障害者の方が集まる会合等の機会を活用。

「もれ」や「間違い」がない障害者の方には、合同相談会で回答を提出、又は後日郵送いただく。

社会保険事務所へ個々に具体的な相談を行う必要がある障害者の方は、相談の事前予約制度を利用いただくよう周知。

#### 社会保険事務所へ個々に具体的な相談を行う必要がある障害者の方

#### 社会保険事務所への個別の相談

障害者の方から社会保険事務所へ相談の予約申込み。

予約申込みを受け、社会保険事務所において相談の日程を調整。

つきましては、社会保険庁より別添のとおり周知及び「ねんきん特別便」に関する障害者の方への対応について協力依頼がありましたので、皆様方からも、「ねんきん特別便」の円滑な実施に向けて御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

担当者 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室 向園  
連絡先：03 - 5253 - 1111（内線：3076）  
E:mail：mukouzono-kazuhisa@mhlw.go.jp  
F A X：03 - 3503 - 1237